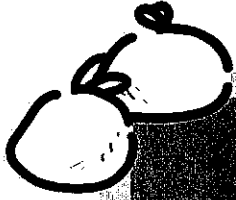


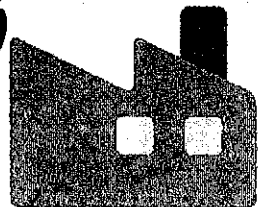
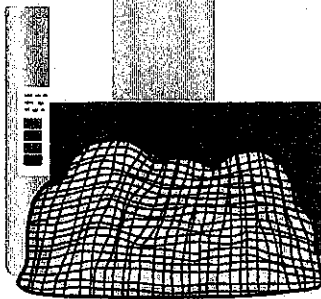
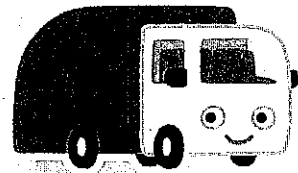
令和5年9月会議

一般質問 参考資料

滝ノ上 万記 議員



高齢者のごみ出し支援制度 導入の手引き



令和3年3月

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

目次

【タイプⅠ 直接支援型（直営）】

事例 1 北海道札幌市	
ごみ出し困難な高齢者への支援の在り方を追求して、制度見直しが続く	1
事例 2 北海道小樽市	
坂道、積雪の負担に柔軟に対応し、効率よく収集	6
事例 3 北海道帯広市	
利用者の排出困難度により、「家庭系一般廃棄物収集車によるサポート収集」 または「専用車（指導員）によるサポート収集」で対応	10
事例 4 栃木県佐野市	
現在、福祉部局との連携を必要としないが、 いつか連携が必要になる時がくるかもしれない	14
事例 5 群馬県前橋市	
プライバシー確保のため、直営で行政職員が担う形態を維持	18
事例 6 千葉県船橋市	
実証事業や先進自治体への調査結果を踏まえて、直営の職員が 収集することの住民安心感から、直接支援型の導入を決定	22
事例 7 東京都墨田区	
廃棄物担当課が高齢者福祉課や関係機関と連携し、情報共有のもと、 利用者と「顔が見える」関係づくりに挑む	26
事例 8 神奈川県横浜市	
直営型の大規模ごみ出し支援制度	30
事例 9 神奈川県横須賀市	
「自助」を基本に、地域で互いに助け合う「共助」や、行政が行う「公助」が ごみ出し困難な高齢者の支援を担う	34
事例 10 大阪府東大阪市	
「ふれあい収集」の声かけに、担当職員は、普通救命講習を履修するなど 福祉関連知識を備えて対応	39
事例 11 兵庫県芦屋市	
さわやか収集は数名の担当職員制により利用者や介護者と顔の見える関係に	43
事例 12 島根県浜田市	
廃棄物部局が、対象者を担当する指定居宅サービス事業所、 居宅介護支援事業所と連携して実施	47
事例 13 岡山県倉敷市	
平成 30 年 7 月豪雨発災（金曜日）後も、「倉敷市ふれあい収集」は、 休止することなく、収集を継続	51

【タイプⅠ 直接支援型（直営）＋タイプⅡ 直接支援型（委託）】

事例 14 長崎県長崎市

坂・階段の多い街 独自の引出かごを用い、きめ細やかに
「ひとの暮らし」を支援_____ 55

【タイプⅠ 直接支援型（直営）＋タイプⅢ コミュニティ支援型】

事例 15 千葉県柏市

地域による共助と自治体による公助の共存を目指したごみ出し支援_____ 59

【タイプⅡ 直接支援型（委託）】

事例 16 茨城県牛久市

プライバシーを重視し、直接支援方式を採用。収集員に高齢者を活用し、
地域高齢者の生きがいを進める施策を展開_____ 63

事例 17 埼玉県鶴ヶ島市

行政による高齢者のごみ出し支援と地域支え合い組織の連携可能性_____ 67

事例 18 千葉県流山市

高齢者のごみ出し支援を、親族にきちんと理解してもらうことが大切_____ 71

事例 19 東京都武蔵野市

直営から委託へ、状況の変化に応じて制度を見直し業務効率化を図る_____ 75

事例 20 滋賀県愛知郡愛荘町

申請世帯が要件にあたるかどうかについて、訪問調査結果をもとに、
「福祉サービス調整会議」をもって、利用の可否を決定_____ 79

事例 21 愛媛県新居浜市

施行 10 年で市内の介護事業所等に浸透、協力体制を構築し、制度が確立された_____ 84

【タイプⅡ 直接支援型（委託）＋タイプⅣ 福祉サービスの一環型】

事例 22 東京都日野市

廃棄物・高齢者福祉の両面から、対象の異なる高齢者のごみ出しにアプローチ_____ 89

【タイプⅢ コミュニティ支援型】

事例 23 宮城県仙台市

ごみ出し支援活動を行う団体へ奨励金を交付し、支援活動の促進を図る
～利用者要件および支援団体交付金の上限見直し～_____ 93

事例 24 千葉県千葉市

地域の活力を生かす住民主体で行う高齢者等へのごみ出し支援_____ 98

事例 24-1 千葉県千葉市：支援団体「安心サポートの会」
 千葉市の「コミュニティ支援型」の担い手の紹介
 ～住民同士で助け合う支援事業団体「安心サポートの会」～ _____ 102

事例 25 新潟県新潟市
 ささえあい・たすけあい コミュニティの力で高齢者のごみ出し支援 _____ 106

事例 26 新潟県上越市
 ごみヘルパー制度 _____ 110

【タイプⅣ 福祉サービスの一環型】

事例 27 山形県東根市
 地域のシルバー人材の活用で高齢者を支えるヘルプアップ住ま居る事業 _____ 114

事例 28 福島県安達郡大玉村
 社会福祉協議会との連携で高齢者のごみ出しと分別を支援 _____ 118

事例 29 埼玉県入間市
 高齢者の生きがいとなるボランティアが、ごみ出しの困難な高齢者を
 支える「共助」の実現に、行政がマッチング機能で後押し _____ 122

事例 30 福井県福井市
 地域でチーム体制を敷いたごみ出し支援 _____ 126

事例 31 愛知県田原市
 地域通貨を使って、サポーターがごみ出し支援 _____ 130

事例 32 愛知県長久手市
 ～みんなでたすけあい～ワンコインサービス事業（100円又は500円） _____ 134

◆ごみ出し支援制度のタイプ

	運営主体		支援者	業務内容
	自治体直営	自治体による 委託業者	自治体に登録 された支援団体	
直接支援型 タイプⅠ、タイプⅡ	○ タイプⅠ	○ タイプⅡ		ごみの収集・運搬
コミュニティ支援型 タイプⅢ			○	ごみ出しの支援
福祉サービスの一環型 タイプⅣ	○	○		ごみ出しの支援 は、生活支援業 務の一つ

※目次のタイプ分類における”+” は、支援制度タイプの併用を示す。

暮らし

子育て・教育

健康・福祉

観光・農林・商工

町政情報

トップ > 子育て・教育 > 育児・子育て > 紀州っ子いっぱいサポート

紀州っ子いっぱいサポート

紀州っ子いっぱいサポートとは

少子化社会の中で積極的に子どもを生み育てようとする世帯の経済的な負担を軽減し、およびその世帯における就業と子育ての両立を支援するため、子どもに係る利用施設の利用者負担額（保育料等）を助成し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに資することを目的とした事業です。

紀州っ子いっぱいサポートの種類

保育料支援

対象児童

扶養義務者と同一世帯（生計を一にする）の第2子が対象（所得制限あり）。

- ・ 1号認定：世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満
- ・ 2号および3号認定：世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満
- ・ 幼稚園および児童発達支援センター等：世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満
- ・ 病院内保育施設等：世帯の市町村民税所得割合算が57,700円未満

育児支援（一時保育・子育て短期支援事業）

一時保育・子育て支援事業に係る費用の一部を助成します。（1年度あたり上限15,000円）

※子育て短期支援事業・・・保護者が疾病等の事由、または仕事等の社会的事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に利用できる事業です。保護者の所得に応じた費用負担があります。

- ・ ショートステイ事業：7日間を限度に24時間児童を児童福祉施設で預かります。
- ・ トワイライトステイ：6ヶ月以内で、1日当たり4時間を限度とし、午後2時から午後10時までの間、児童福祉施設への通所により児童を預かります。

対象児童：小学生以下の児童を3人以上養育する扶養義務者と同一世帯（生計を一にする）の第3子以降の児童

児童発達支援センター等のみ担当が住民福祉課福祉係となっております。

現在、かつらぎ町から支給認定を受け、こども園等に通園している児童の保育料については特段の手続きは必要ありません。（保育料は無料となっています。）

上記以外で対象となる場合は、申請が必要となっています。申請書は下記または教育総務課子育て係、住民福祉課福祉係に用意していますので申請期限までに申請書に記入し、下記申請に必要な書類等を持参のうえ教育総務課子育て係、住民福祉課福祉係まで提出してください。



申請期限

施設を利用した日の属する年度において行ってください。ただし、当該年度の3月に施設の利用がある場合は、翌年度の4月末まで申請できます。

育児・子育て

- > かつらぎ町地域子育て支援センター『はぐくみ』
- > 園庭開放・子育て支援センターの主な活動
- > かつらぎ町出産・子育て応援事業について
- > 学童保育について
- > かつらぎ町立学童保育施設の指定管理者を指定しました。
- > 発達相談
- > 伊都地方休日急患診療所・伊都地方休日急患歯科診療所のご案内
- > 在宅育児支援事業について
- > 紀州っ子いっぱいサポート
- > かつらぎ町 第2期子ども・子育て支援事業計画について
- > 「児童虐待かな？」と思ったら
- > 子どもの車内放置は絶対にやめましょう
- > 子ども・子育て支援新制度
- > 子育て支援センターからのお問い合わせ
- > トリプルP参加者募集のお知らせ
- > かつらぎ町地域子育て支援センター 所在・開所時間について

申請に必要な書類等

- 申請書（三子以上に係る育児支援助成金申請書(42KB)もしくはかつらぎ町保育料助成金申請書(84KB)
- 領収書、収納証明等
- 印鑑
- 申請者の振込先口座が分かるもの（預金通帳等）

該当する可能性がある場合、また、不明な点がある場合は必ず教育総務課子育て係までお問い合わせください。



PDFファイルをご覧になるには、Adobe AcrobatReaderが必要です。
アドビシステムズ社サイトより無償でダウンロードできます。

このページに関するお問い合わせ先

かつらぎ町役場 教育委員会教育総務課 子育て係
電話：0736-22-0303(代表) ファックス：0736-22-7102
メールフォームからお問合せする

暮らし 子育て・教育 健康・福祉 観光・農林・商工 町政情報



〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地
電話 0736-22-0300 FAX 0736-22-6432

サイトマップ プライバシーポリシー リンク集

© 2017 Katsuragi Town.

現在位置： [トップページ](#) [子育て・教育](#) [子育てのサポート（保育園・学童クラブなど）](#) [サポート制度](#)
[ショートステイ・トワイライトステイ](#) [京都市子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）](#)

京都市子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ページ番号57550 [ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます](#) [▼トワイ](#) [シェア](#) 2023年4月1日

ショートステイとは？

児童を養育している家庭の保護者の方が病気、出産、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどの理由で、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を施設において一時的に養育する事業です。

1 対象となる児童

小学校修了前の児童（0歳～12歳）

2 利用できる期間

原則1回7日以内（～6泊7日）かつ1箇月に7日以内

やむを得ない事情がある場合に限り延長が可能

3 利用料等（単位 円）

利用料等は、利用施設に直接お支払いください。

利用料				
利用する保護者	児童1人当たり日額			
	ひとり親世帯		左記以外の世帯	
	2歳未満	2歳以上	2歳未満	2歳以上
生活保護受給世帯	0	0	0	0
市民税非課税世帯	1,100	1,000	1,100	1,000
その他の世帯	1,100	1,000	5,350	2,750

食費相当額

	児童1人1食当たり
2歳未満	140
2歳以上	220

トワイライトステイとは？

児童を養育している家庭の保護者の方が仕事などの理由で、帰宅が夜間にわたるため、児童の家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を施設に通所させて生活指導、食事の提供等を行う事業です。

1 対象となる児童

小学生（6歳～12歳）

2 利用できる時間

午後5時～午後10時

3 送迎

行きは児童自身でお越しください。帰りは保護者の方のお迎えをお願いします。

4 利用料等（単位 円）

利用料等は、利用施設に直接お支払いください。

利用料	
利用する保護者	児童1人当たり日額
生活保護受給世帯	0
市民税非課税世帯	300
その他の世帯	750

食費相当額

	児童1人1食当たり
2歳未満	140
2歳以上	220

実施施設はどこ？

実施施設一覧表

実施施設一覧表

施設種別	施設名	所在地・電話	ショートステイ	トワイライトステイ
乳児院	乳児院積慶園	西京区榎原前田町1-20 電話 392-2181	○	
		平安徳義会乳児院 西京区大原野灰方町249 電話 331-2874	○	
児童養護施設	積慶園	西京区榎原角田町1 電話 392-6351	○	○
		平安徳義会養護園 西京区大原野灰方町249 電話 331-0007	○	○
	平安養育院	東山区林下町400-3 電話 561-3039	○	○
	つばさ園	西京区山田平尾町51-28 電話 381-3650	○	○
		京都聖嬰会	北区衣笠西尊上院町22 電話 462-9268	○
	和敬学園	上京区相国寺北門前下之町704 電話 241-3320	○	○
		迦陵園	左京区下鴨宮崎町109 電話 701-0250	○
	桃山学園	伏見区桃山町遠山50 電話 602-4225	○	○
		野菊荘	右京区山ノ内宮脇町9 電話 801-9734	○
	本願寺ウイスタリアガーデン		右京区太秦安井二条裏町15 電話 811-2447	
ヴェインテ		山科区大塚南清町24-2 電話 583-6777	○	○
	その他	きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点	下京区下長福寺町264 電話 202-1733	○
自立援助ホームマイルストーン 南区久世大藪町413-9 電話 286-4591			○	○
メリーアティック ボンド		伏見区深草野手町11-11 電話 080-3837-2889	○	○

※ きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点（ほっとはぐ）の利用は、金曜日（9時）から日曜日（16時30分）までで、2歳以上の子どもに限ります。

お申込み方法

お申込み先は、お住まいの区役所・支所保健福祉センター子どもはぐみ子育て相談担当（京北地域の方は京北出張所保健福祉第一担当）[お問い合わせ](#)となります。緊急時利用以外の場合は、原則として、区役所・支所保健福祉センター子どもはぐみ子育て相談担当（京北地域の方は京北出張所保健福祉第一担当）へお問い合わせください。

お申込みの際には、児童の健康状態や特別な食事の有無等必要な事項をお知らせください。また、印鑑、健康保険証を御用意願います。

ひとり親世帯、市民税非課税世帯の方につきましては、そのことを証明するものが必要となります。

ご注意！！

児童の健康状態、施設の入所状況等により預かりできない場合がありますので、予め御了承ください。

お問い合わせ先

京都市 子ども若者はぐみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：075-746-7625

ファックス：075-251-1133